

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度について

— お知らせ —

2017年1月1日より開始される「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」は、OECD 共通報告基準(CRS)に基づき、納税者の取引など税に関する情報を二国間の税務当局間で互いに提供する仕組みの制度です。日本においても平成27年度税制改正により、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(実特法)」が改正され、国内に所在する金融機関等においては、2017年1月1日以後、新たに口座開設を行うお客様から必要事項を記載した届出書の提出を受けることが必要となります。また、届出書に記載された口座情報等は国税庁に報告が義務付けられ、各国税務当局との間で情報交換が行われることになります。

1. 届出書の提出が必要な場合

- 新たに口座開設などのお取引を開始される時。
- 既存のお客様で収税法に基づく本人確認情報に更新が生じた場合。
- お客様の居住地国が異動した場合。(異動した日から3ヵ月以内)

※上記以外の場合でも居住地国等の確認が必要となる場合がございます。

2. 届出書の概要

- 氏名、住所(法人は名称、所在地)、居住地国等を記載します。
- 届出書の提出後、居住地国に異動があった場合には再度、届出書の提出が必要となります。
- 居住地国が外国の場合にあつては、当該居住地国における納税者番号の記載が必要となります。
- 一定の法人種別に該当し、実質的支配者がいる場合は、当該情報につきましても記載が必要となります。

※ 届出書をご提出いただけない場合は、お取引をお受けできない場合がございます。

以上

◆お問い合わせ先◆ SBJ 銀行コールセンター
フリーダイヤル : 0120-015-017 [通話料無料]
携帯・PHS から : 03-4560-8017 [通話料有料]
《受付時間》 平日 9:00~18:00 (土日・祝日・年末年始を除く)